(あて先) 京都府知事

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

事業者排出量削減報告書/47

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市長 桝本 賴兼 075 - 211 - 9281 京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。 特定事業者の 地方自治体:京都市役所(交通局,上下水道局を除く) 主たる業種 該当する事業 🔽 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) 者要件 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以 上/鉄道車両150両以上) ▽ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン 以上)) 計画期間 平成 月 ~ 平成 20年 3月 76は、平成17年2月16日に発効した京都議定書誕生の都市として、市民、事業者等の参加と協働により、環境共生型都市の実現に向環境をあらゆる政策の基本として取り組み、以下のことを目的として温室効果ガス削減を図る。 基 本 方 針本市は ①市内有数の大規模事業者として、自らの事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に努め、本市の目指す削減目標及び我が国に課せら れた削減目標の達成につなげる。 ②率先した取組を進め、公表することにより、市民、事業者の参加と協働による取組の推進を図る。 ③事業者としての取組を推進することにより、本市職員の地球温暖化問題に対する関心を向上させ、全庁を挙げた地球温暖化対策の推進を図 る。 地球温暖化対策法に基づく実行計画として平成18年3月に策定した「京都市役所CO2削減アクションプラン」を効果的・効率的に推進 推進体 制 するため、平成 17年4月に設置した市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部」により総合的な地球温暖化対策を推進し、また、その下に設置した各局等の課長級で構成される「率先実行検討部会」により、同プランの着実な進行管理を図る。 進し、また、その下に設置した各局等の課長級で構成される「率先実行検討部会」により、同プランの着実な進行管理を図る。 また、各局、区役所・支所等ごとに環境管理実行部門を設置し、これに局等実行責任者、局等事務局、職場実行責任者、職場実行副責任者 を配置し、各所属における省エネルギー等の取組を推進する。 年度ごとの具 体的な取組 及び措置 年度 設備、対象、工程等 措置内容 17~19 事務系部門 事務系部門では、電気、都市ガス、ガソリンなどのエネルギー使用量の削減を徹底し、温室効果ガス排出量を3%削減する。 ・ 威楽物処理事業では、ごみの減量・リサイクルを進めるとともに、施設における省エネルギーの徹底を図り、温室効果ガス排出量を1.7.6%削減する。 市場選営事業では、食品の安全・安心の確保を図りながら、市場における省エネルギーの徹底を図り、温室効果ガス排出量を0.6%削減する。 17~19 事業系部門 市民サービス系部門では、サービスの向上等により温室効果がス排出量の増加が見込まれるが、病院事業において、医療サービスの低下を招かない範囲でエネルギーの使用削減 に勢め、温室効果ガス排出量をの、8%削減する。また、教育関係(学校・園)事業では、学校心房化などにより、温室効果ガス排出量が増加する見込みであるが、可能な限り 温室効果ガス排出削減に努める。 17~19 市民サービス系部門 温室効果ガス 基準年度(実績) 目標年度 (計画) 削減率 削減率 報告年度 (実績) の排出量等 排出区分 (16) 年度 (19) 年度 (計画) (18) 年度 (宝績) (二酸化炭素換算 (t)) (二酸化炭素換算 (t)) (%) (二酸化炭素換算(t)) (%) A 事業所等排出区分 73,797 t 70,653 t -4.3 % 69,153 t -6.3 % B 輸送車両排出区分 t % % C その他排出区分 191,632 t 159,252 t -16.9 % 199,360 t 4.0 % 排出合計 265,429 t *2 229,905 t -13.4 % 268,513 t 1.2 % その他の地球 目標年度(計画) 報告年度 (実績) 対策等の区分 温暖化対策に (二酸化炭素換算(t)) 助組骨等 取組量等 (二酸化炭素換算 (t)) よる温室効果 森林の保全及び整備 (整備面積) (吸収量) (整備面積) (吸取量) ha + ha ガスの削減量 府内産の木材の利用 (利用量) (削減量) t (利用量) (削減量) mı t. m 自然エネルギーを利用した (売電量) (削減量) kwh t (売電量) kwh (削減量) 電力又は熱の供給 (熱供給量 (削減量) GJ (熱供給量 (削減量) t G.I + グリーン電力の購入 (購入量) kwh (削減量) t (購入量) (削減量) 削減量等合計 *5 差引排出量 基準年度 (実績) 目標年度(計画) 削減率 (計画) 報告年度 (実績) 削減率 (実績) (排出合計-削減等合計) 265, 429 t (*2)-(*3) 229, 905 *1 t -13.4 (*4)-(*5) 268,513 t 1.2 % 特 記 事 項 · 各クリーンセンターでは、省資源、代替エネルギーの確保が求められている中、廃棄物発電による間接的な温室効果ガスの排出抑制を目指しており、計画期間中に発電量を約21%(約3.6万kwh、二酸化炭素約1.4万トン相当)増加させる。 平成16年度発電量176,582千kwh(二酸化炭素66,748トン相当)
・ で成19年度発電量213,034千kwh(二酸化炭素80,527トン相当) (平成18年度実績) 発電量実績205,087千kwh(二酸化炭素77,523トン相当), ※対16年度 16.1%増(28,505千kwh,二酸化炭素10,775トン相当) ・市役所本庁舎及び消防庁舎では、ゼロ・エミッションを推進し、ごみの分別を徹底し、リサイクル率を95%以上にする。 発電量実績205. 連 絡 先 扣 当 部 署 担 当者氏 名 住 所 電 話 묵 番 ファクシミリ番号

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
- 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
- 3 「事業所等排出区分」とは京幕府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京幕府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京幕府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
- 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
- 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、 特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。